

議題2

令和4年度 天理市地域公共交通活性化協議会 補正予算第1号(案)について

令和4年度天理市地域公共交通活性化協議会の補正予算第1号(案)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,346,226円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67,398,226円と定める。

天理市地域公共交通活性化協議会 令和4年度補正予算第1号(案)

1 歳入

(円)

科 目			当初予算額	補正額	計	備 考
款	項	目				
1	負担金	1 負担金	57,051,000	0	57,051,000	天理市負担金
2	補助金	1 補助金	3,000,000	0	3,000,000	
3	繰越金	1 繰越金	2,000,000	5,346,226	7,346,226	[補正内容] 前年度繰越金の確定に伴う増
4	諸収入	1 雑入	1,000	0	1,000	預金利息
歳入合計			62,052,000	5,346,226	67,398,226	

2 歳出

(円)

科 目			当初予算額	補正額	計	備 考
款	項	目				
1	1	会議費	7,000	0	7,000	協議会賄い
	2	事務費	104,000	0	104,000	協議会運営事務費
2	事業費	1 事業費	59,940,000	0	59,940,000	運行委託料及び計画策定に係る調査委託料
3	予備費	1 予備費	1,000	2,000,000	2,001,000	
4	諸支出	1 償還金	2,000,000	3,346,226	5,346,226	[補正内容] 天理市への償還金
歳出合計			62,052,000	5,346,226	67,398,226	

議題3

令和5年度 生活交通ネットワーク計画（案）について

天理市コミュニティバス「いちよう号」西部線・東部線及び天理市デマンド型乗合タクシー「ぎんなん号」に係る令和5年度分（令和4年10月1日～令和5年9月30日）の地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金について、次のとおり奈良運輸支局を通じ、国土交通大臣に対して提出するもの。

なお、提出にあたり、申請書の様式変更や記載事項変更、添付資料の追加修正等、生活交通ネットワーク計画の基本的な考え方・方向性に影響のない変更については、協議会事務局に一任いただくこともあわせて承認をお願いする。

様式第1-6 (日本産業規格A列4番)

天地公第 号
令和4年6月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 天理市地域公共交通活性化協議会
住 所 天理市川原城町605番地
代表者氏名 会長 並 河 健

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項をすべて記した地域内フィーダー系統確保維持計画書を添付すること。

（名称）天理市地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称

令和5年度生活交通ネットワーク計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

天理市では、資源の豊かさを大切にしながら、市民、民間事業者、行政がオール天理で“共に支え合うまち”づくりに取り組み、地域の絆を育みながら、誰もが生き生きと活躍し、安心して豊かに暮らし続けられる、笑顔が広がる共生都市を目指し、政策間連携と地域のネットワークの強化により、地方創生の好循環を生み出す施策を進めている。

このような施策を推進する上で、公共交通は市民の自立した日常生活及び健康づくり、学習活動、ボランティア活動等の社会生活を支える重要なインフラであり、行政・交通事業者・市民が連携・協力して公共交通の維持・改善に取り組むことにより、地域における移動手段の確保・充実を図ることが求められている。

こうした中、天理市の公共交通は、公共交通事業者が運営する鉄道や路線バス、定時定路線型のコミュニティバス「いちよう号」及びデマンド型乗合タクシー「ぎんなん号」、一般タクシーなどの公共交通が運行しており、多くの市民の日常生活を支えている。しかし近年、人口減少や高齢化の進展、自動車利用の拡大等に起因して、公共交通事業をとりまく環境は年々厳しさを増している。

こうした状況を踏まえ、天理市においては、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、天理市の公共交通のマスタープランとなる「天理市地域公共交通網形成計画」を平成31年3月に策定し、地域公共交通とコンパクトなまちづくりが連携する「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方のもと、まちづくり施策と一体的となった持続可能な地域公共交通網の形成を戦略的に推進するための取り組みを推進している。

地域公共交通確保事業として実施する天理市コミュニティバス「いちよう号」及び天理市デマンド型乗合タクシー「ぎんなん号」の運行については、今後も市民が市内のどの地域に居住しても安心して社会生活を営むことができ、活発に社会活動に参加し、地域が活気を持つことにつなげていくために必要な地域内フィーダー路線の確保・維持に係る事業である。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

・天理市地域公共交通活性化協議会として、コミュニティバス及びデマンドタクシーによる公共交通の円滑な運営を心がける。

・コミュニティバス及びデマンドタクシーの利用を促進するため、時刻表や路線図、利用方法等を市の公報紙「町から町へ」やホームページに掲載するとともに、市内各所にチラシを配布し、利用増加の啓発等に努める。

これらは、運営主体である天理市が実施主体となり、各交通事業者や関係機関の協力を得て実施する。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

天理市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

申請番号1～3：奈良交通株式会社
申請番号4～8：奈良近鉄タクシー株式会社

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法
【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性
 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果
 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論

令和4年度第1回天理市地域公共交通活性化協議会（本計画の策定について）
 本計画の案を策定したうえで、協議会事務局から資料配布を行い、書面により承認を得る。

21. 利用者等の意見の反映状況

協議会メンバーである利用者代表の意見を反映して本計画を作成

22. 協議会メンバーの構成員

天理市地域公共交通活性化協議会 会議メンバー

構成員	構成員名称
市町村代表者	天理市
一般乗合旅客自動車運送事業者	奈良交通株式会社 公益社団法人奈良県バス協会
一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者	奈良県タクシー協会天理部会 一般社団法人奈良県タクシー協会
鉄道事業者	西日本旅客鉄道㈱ 近畿日本鉄道㈱
道路管理者	奈良国道事務所 奈良土木事務所 天理市建設部
公安委員会	天理警察署
利用者代表	天理市議会議員 天理市区長連合会 天理市長寿会連合会
天理市が必要と認める者	近畿運輸局奈良運輸支局 奈良県国土マネジメント部リエリア推進・地域交通対策課 奈良県交通運輸産業労働組合協議会 天理市市長公室 天理市健康福祉部

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当 する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
天理市	奈良交通(株)	(1) 西部内回り	天理駅	結崎駅・長柄運 動公園前	天理駅	往27.7km (循環)	244日	732回			路線定期運行	①	近鉄・JR天理駅で 補助対象地域間 幹線系統「天理都 祁線」、「天理桜 井線」と接続	③
		(2) 西部外回り	天理駅	長柄運動公園 前・結崎駅	天理駅	往30.1km (循環)	244日	488回			路線定期運行	①		③
		(3) 東部線	天理駅	憩の家外来棟・ 天理市役所	下山田	往21.8km 復21.8km	362日	1448.0回			路線定期運行	①		③
	奈良近鉄 タクシー(株)	(4) 高原エリア		福住町、山田町、長滝町		往 km 復 km	244日	390回			区域運行	①		③
		(5) 西エリア		小路町、中町、南六条 町、喜殿町、上総町、小 田中町、麻治町、高橋 町、荒崎町、稲葉町		往 km 復 km	244日	760回			区域運行	①		③
		(6) 南エリア		福之内町、喜生町、竹之 内町、乙木町、西原町、 檜垣町、遠田町、海知 町、武蔵町		往 km 復 km	244日	400回			区域運行	①		③
		(7) 北エリア		榎本町、中之庄町		往 km 復 km	244日	990回			区域運行	①		③
		(8) 東エリア		藤井町、上仁興町、下仁 興町、萱原町、内馬場町		往 km 復 km	244日	300回			区域運行	①		③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)				
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当 する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)	
天理市	奈良交通(株)	(1) 西部内回り	天理駅	結崎駅・長柄運 動公園前	天理駅	往27.7km (循環)	243日	729回			路線定期運行	①	近鉄・JR天理駅で 補助対象地域間 幹線系統「天理都 祁線」、「天理接 井線」と接続	③	
		(2) 西部外回り	天理駅	長柄運動公園 前・結崎駅	天理駅	往30.1km (循環)	243日	486回			路線定期運行	①		③	
		(3) 東部線	天理駅	憩の家外来棟・ 天理市役所	下山田	往21.8km 復21.8km	363日	1452.0回			路線定期運行	①		③	
	奈良近鉄 タクシー(株)	(4) 高原エリア			福住町、山田町、長滝町		往 km 復 km	243日	390回			区域運行		①	③
		(5) 西エリア			小路町、中町、南六条 町、喜殿町、上養町、小 田中町、庵治町、嘉穂 町、荒崎町、稲葉町		往 km 復 km	243日	760回			区域運行		①	③
		(6) 南エリア			袖之内町、萱生町、竹之 内町、乙木町、團原町、 楢垣町、遠田町、海知 町、武蔵町		往 km 復 km	243日	400回			区域運行		①	③
		(7) 北エリア			樺本町、中之庄町		往 km 復 km	243日	990回			区域運行		①	③
		(8) 東エリア			藤井町、上仁興町、下仁 興町、萱原町、内馬場町		往 km 復 km	243日	300回			区域運行		①	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当 する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
天理市	奈良交通(株)	(1) 西部内回り	天理駅	結崎駅・長柄運 動公園前	天理駅	往27.7km (循環)	243日	729回			路線定期運行	①	近鉄・JR天理駅で 補助対象地域間 幹線系統「天理都 祁線」、「天理桜 井線」と接続	③
		(2) 西部外回り	天理駅	長柄運動公園 前・結崎駅	天理駅	往30.1km (循環)	243日	486回			路線定期運行	①		③
		(3) 東部線	天理駅	憩の家外来棟・ 天理市役所	下山田	往21.8km 復21.8km	362日	1448.0回			路線定期運行	①		③
	奈良近鉄 タクシー(株)	(4) 高原エリア		福住町、山田町、長滝町		往 km 復 km	243日	390回			区域運行	①		③
		(5) 西エリア		小路町、中町、南大桑 町、喜段町、上徳町、小 田中町、鹿治町、嘉穂 町、荒崎町、猪栗町		往 km 復 km	243日	760回			区域運行	①		③
		(6) 南エリア		和之内町、養生町、竹之 内町、乙木町、團原町、 檜垣町、遠田町、海知 町、武蔵町		往 km 復 km	243日	400回			区域運行	①		③
		(7) 北エリア		樺本町、中之庄町		往 km 復 km	243日	990回			区域運行	①		③
		(8) 東エリア		藤井町、上仁興町、下仁 興町、菅原町、内馬場町		往 km 復 km	243日	300回			区域運行	①		③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1関係 運行予定系統を示した図(コミュニティバス系統)

1) 運行系統・運行区域の概要

西部線 (1)、(2) 天理総合駅を起点とし、前栽地区、井戸堂地区、二階堂地区、朝和地区を回り天理総合駅に戻る巡回路線。運行経路途中の西井戸堂交差点を分岐点として、内回り、外回りの2系統に分かれる。

東部線 (3) 天理総合駅を起点終点に、市中心部では買い物拠点となるスーパー、大きな病院及び市役所等を、中山間地域では仁興町、苜原町、福住町等を経由し、山田町を終点起点とし運行する。

2) 事業の概要

- ・ 事業主体は天理市地域公共交通活性化協議会とする。【西部線・東部線】
- ・ 運行は奈良交通株式会社に委託する。【西部線・東部線】

西部線 運行日は、月～金(土日祝及び12/29～1/3は運休)

運行回数は1日5便とする。奇数便は内回り、偶数便は外回り。

運賃は、100円(小学生以下は50円)福祉割引あり

東部線 運行日は月～日、土日祝も含め運行(1/1～1/3は運休)

運行回数は1日に4往復

運賃は、

天理駅～苜原間及び苜原～下山間間は190円(小学生以下は100円)福祉割引あり

苜原を跨ぐ乗降は300円(小学生以下は150円)福祉割引あり

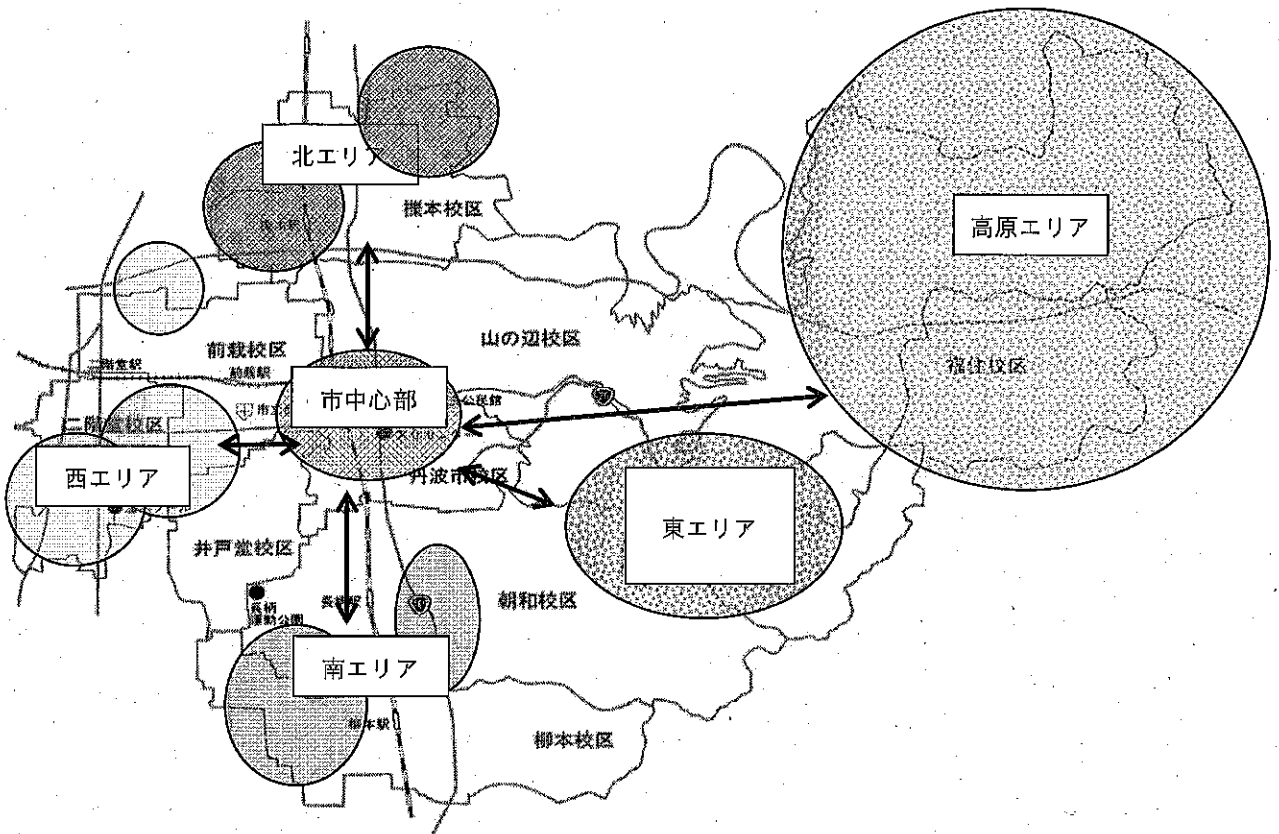
3) 計画期間

西部線 平成23年4月から本格運行を実施

東部線 令和2年10月から本格運行を実施

事業の名称	令和5年度	令和6年度	令和7年度
天理市コミュニティバス 運行事業	令和4年10月 ～ 令和5年9月末	令和5年10月 ～ 令和6年9月末	令和6年10月 ～ 令和7年9月末

表1関係 運行予定系統を示した図(デマンド型乗合タクシー運行)



1) 運行系統・運行区域の概要

・天理総合駅を起点とし、市中心部と各エリアとの往復路線の計4系統。

東エリア(8) (福住町、山田町、長滝町)

高原エリア(4) (藤井町、上仁興町、下仁興町、菅原町、内馬場町)

西エリア(5) (小路町、中町、南六条町、喜殿町、上総町、小田中町、庵治町、嘉幡町、荒蒔町、稲葉町)

南エリア(6) (柚之内町、萱生町、竹之内町、乙木町、園原町、檜垣町、遠田町、海知町、武蔵町)

北エリア(7) (樺本町、中之庄町)

2) 事業の概要

- ・事業主体は天理市地域公共交通活性化協議会とする。
- ・運行は奈良近鉄タクシー株式会社に委託する。
- ・運行日は、月～金(土、日、祝及び12/29～1/3は運休)
- ・運行回数は1日6便とする。
- ・運賃は、300円(高原エリアは500円)福祉割引あり

3) 計画期間

・実証運行期間(平成24年4月～平成26年3月末)を終え、平成26年4月より本格運行実施

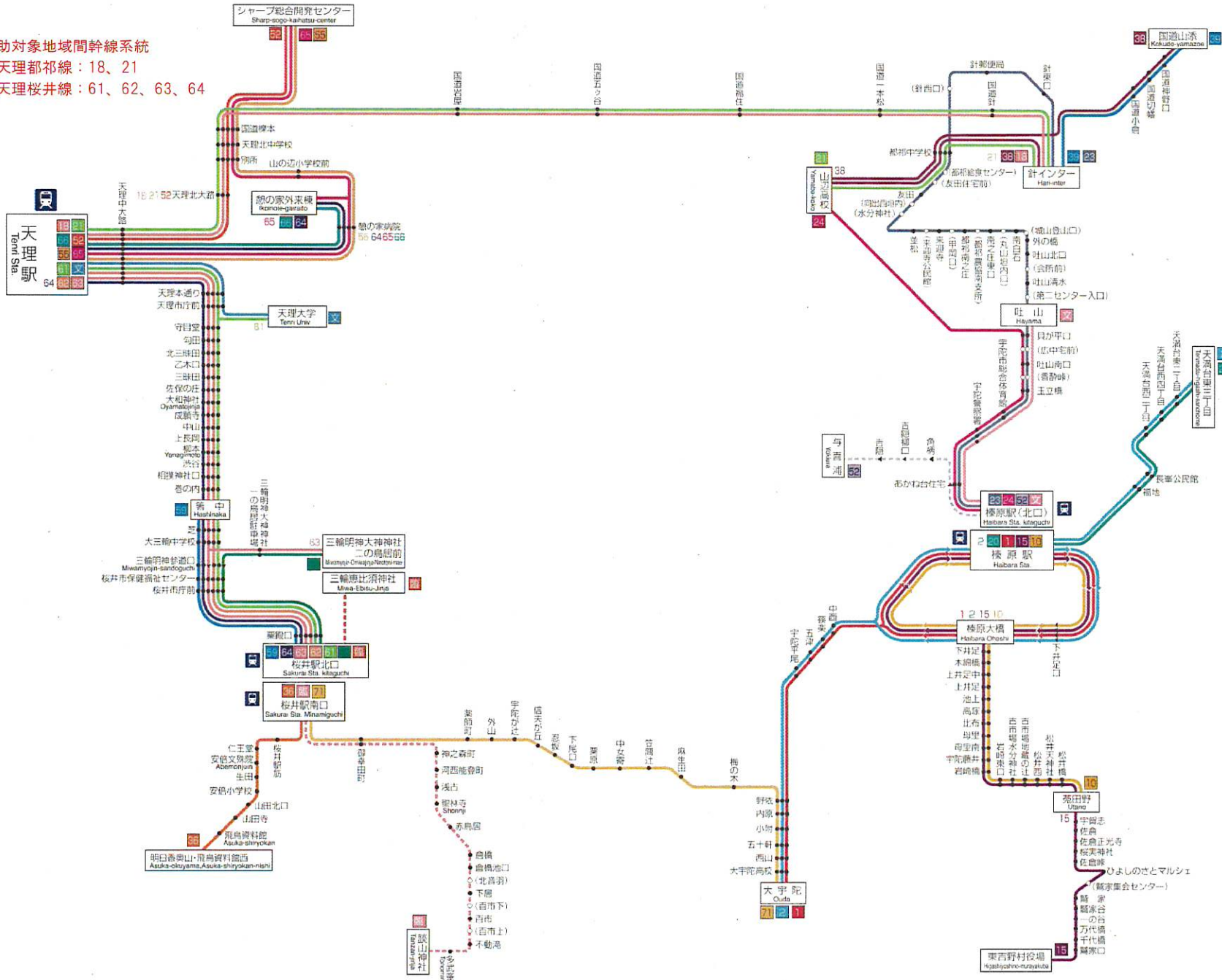
事業の概要	令和5年度	令和6年度	令和7年度
天理市デマンド型乗合 タクシー運行事業	令和4年10月～ 令和5年9月末まで	令和5年10月～ 令和6年9月末まで	令和6年10月～ 令和7年9月末まで

運行系統図

奈良交通(株) 橿原営業所
0745-82-2201

○()は自由乗降指定地
-----は運行日注意

補助対象地域間幹線系統
・天理都祁線：18、21
・天理桜井線：61、62、63、64



奈良交通

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	天理市
-------	-----

(単位:人)

人口	
人口集中地区以外	37,384
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
奈良県地域公共交通網形成計画	平成28年3月	-
天理市地域公共交通網形成計画	平成31年3月	-

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図

DID地区と非DID地区の区分が分かる地図

